

2011年3月7日  
みずほコーポレート銀行(中国)有限公司  
中国アドバイザー一部

—国家外貨管理局公告関連—

**みずほ中国 ビジネス・エクスプレス**  
( 第152号 )

## 国家外貨管理局、 銀行・企業間で人民元対外貨の通貨スワップ取引を解禁

平素より格別のご高配を賜りまして誠にありがとうございます。

国家外貨管理局は2011年1月19日付で、『外貨指定銀行の顧客に対する人民元対外貨の通貨スワップ業務に係る外貨管理問題についての通達』(匯発[2011]3号、以下、『通達』という)を公布し、3月1日より施行しました。

『通達』はデリバティブ商品の一種である通貨スワップについて規制緩和を図ったもの。従来は銀行間市場でのみ認められていた人民元対外貨の通貨スワップ取引について、新たに銀行・企業間の取引を解禁しました。

通貨スワップとは、2当事者が異なる通貨間で元本・金利を交換する取引のことで、為替リスクのヘッジ手段の1つ。従来、人民元対外貨の通貨スワップ取引については、中国人民銀行が2007年に『銀行間外貨市場において人民元対外貨の通貨スワップ業務に関する問題についての通達』(銀発[2007]287号)を公布し、銀行間外貨市場における通貨スワップ業務を認めていました。『通達』ではその業務範囲を拡大。銀行が企業などの顧客に対して人民元対外貨の通貨スワップ業務を展開することを許可しました。

中国金融当局は為替リスク回避の選択肢を増やすため、デリバティブ取引の規制緩和を順次進めており、この度解禁された銀行・企業間の通貨スワップのほか、今年4月からは同じく為替リスクヘッジのデリバティブ商品である人民元対外貨の通貨オプションの導入も予定されています。

人民元に関するデリバティブ商品の緩和措置を相次いで発表する一方、中国金融当局はリスク管理強化も図っており、今年1月には中国銀行業監督管理委員会が『銀行業金融機関デリバティブ商品取引業務管理弁法』(中国銀行業監督管理委員会令2011年第1号)を改訂・公布し、銀行などの金融機関のデリバティブ業務に対する監督・管理体制の整備を実施しています。

『通達』の詳細につきましては、以下をご参照ください。

## □ 人民元対外貨の通貨スワップに係る定義

『通達』第1条では、人民元対外貨の通貨スワップ(以下、「通貨スワップ」という)について、以下のように定義しています。

**通貨スワップ** : 約定期間内に約定額の人民元と外貨の元本を交換し、同時に期限を定めて2種類の通貨の利息を交換する取引協議のことを指す

また、元本交換の形式については、以下の2つが含まれるとしています。

- ✓ 協議の発効日に双方が約定した為替レートで人民元と外貨の元本を交換し、協議の期限到来日に双方が再度、同一の為替レート、同一の金額で元本の逆方向の交換を行うこと。
- ✓ 中国人民銀行および国家外貨管理局が定めるその他の形式。

金利交換については、「双方が期限を定めて相手側に対して買い入れた通貨で計算する利息金額を支払うことを指す」と定義し、金利の計算方法については、固定金利もしくは変動金利で計算することができるとしています。

## □ 通貨スワップの取引方法

『通達』第3条では、通貨スワップの通貨種類・期限などについては、銀行自身で確定できると規定しています。

また、通貨スワップにおける金利は取引双方が協議の上、決定可能であるとしているものの、その金利は中国人民銀行の金利政策に合致しなければならず、「銀行が買い入れる(売り出す)通貨の金利は中国人民銀行が公布する預金(貸出)金利の上限(下限)を超えてはならない」と規定しています。

『通達』の詳細につきましては以下にございます日本語訳(仮訳)、および5ページにございます中国語原文をご参照ください。なお、関連手続に関しましては、当局の見解をさらに確認していく必要があります。今後、追加の関連情報を入手次第、随時ご案内させていただきます。

## 国家外貨管理局

## 匯発[2011]3号

『外貨指定銀行の顧客に対する人民元対外貨の通貨スワップ業務に係る  
外貨管理問題についての通達』

国家外貨管理局各省・自治区・直轄市分局・外貨管理部、深セン・大連・青島・アモイ・寧波市分局、各外貨指定銀行：

国内経済主体の為替リスク回避の需要をより一層満たすため、ここに外貨指定銀行(以下、「銀行」という)の顧客に対する人民元対外貨の通貨スワップ(以下、「通貨スワップ」という)業務に関する外貨管理問題について以下のよう  
に通知する。

1. 本通達における通貨スワップとは、約定期間内に約定額の人民元と外貨の元本を交換し、同時に期限を定めて2種類の通貨の利息を交換する取引協議のことを指す。

元本交換の形式には以下が含まれる：

- (1) 協議の発効日に双方が約定した為替レートで人民元と外貨の元本を交換し、協議の期限到来日に双方が再度、同一の為替レート、同一の金額で元本の逆方向の交換を行う。
- (2) 中国人民銀行および国家外貨管理局が定めるその他の形式。

利息交換とは、双方が期限を定めて相手側に対して買い入れた通貨で計算する利息金額を支払うことを指し、固定金利で利息を計算することができ、変動金利で利息を計算することもできる。

2. 顧客に対して人民元対外貨の通貨スワップ業務に係る経営資格を取得して満1年を経過した銀行は、顧客に対して通貨スワップ業務を行うことができる。銀行の分支機構はその法人(外国商業銀行支店は法人とみなす)の授權を受けた後、顧客に対して通貨スワップ業務を行うことができる。
3. 銀行が顧客に対して取り扱う通貨スワップの通貨種類、期限等の取引要素は、銀行が自身で確定する。

通貨スワップにおける金利はすべて、取引双方が協議して決定するが、中国人民銀行の預金・貸出金利に係る管理規定に合致しなければならず、銀行が買い入れる(売り出す)通貨の金利は中国人民銀行が公布する預金(貸出)金利の上限(下限)を超えてはならない。

- 銀行が顧客に対して取り扱う通貨スワップ業務は、『外貨指定銀行の顧客に対する為替先物売買業務および人民元と外貨のスワップ業務に関する外貨管理問題についての国家外貨管理局の通達』(匯発[2006]52号)および『銀行外貨買取・売渡統計制度』印刷・公布に関する国家外貨管理局の通達』(匯発[2006]42号)等の文書における外貨スワップ業務に関連する外貨管理規定および統計要求を参照して執行しなければならない。

銀行は月次で通貨スワップ業務に係る人民元金利状況を報告・送付しなければならない。詳細は添付資料1、2を参照すること。

- 通貨スワップ業務において、銀行が顧客から取得する外貨建て利息は、当該銀行の外貨利益の統一管理に組み入れなければならない、単独で元転してはならない。
- 銀行が本通達の規定に違反した通貨スワップ業務を行った場合、国家外貨管理局は『中華人民共和国外国為替管理条例』等の外貨管理に係る法規に基づき処罰を与える。
- 本通達は2011年3月1日より実施する。

国家外貨管理局各分局、外貨管理部は本通達を受領した後、速やかに管轄内の都市商業銀行、農村商業銀行、農村合作銀行および外資銀行に転送しなければならない。執行中に問題があった場合、国家外貨管理局国際収支司に連絡しなければならない。

連絡先 : 010-68402304、68402313。

以上

2011年1月19日

添付資料1: ( 銀行)顧客に対する通貨スワップ業務人民元金利統計表(略)

添付資料2: 『銀行の顧客に対する通貨スワップ業務人民元金利統計表』記入説明(略)

【 みずほコーポレート銀行(中国)有限公司 中国アドバイザー一部 仮訳 】

## 国家外汇管理局

## 汇发[2011]3号

## 关于外汇指定银行对客户人民币外汇货币掉期业务有关外汇管理问题的通知

国家外汇管理局各省、自治区、直辖市分局、外汇管理部，深圳、大连、青岛、厦门、宁波市分局；各外汇指定银行：

为进一步满足国内经济主体规避汇率风险需求，现就外汇指定银行（以下简称银行）对客户人民币外汇货币掉期（以下简称货币掉期）业务有关外汇管理问题通知如下：

一、本通知所称货币掉期，是指在约定期限内交换约定数量人民币与外币本金，同时定期交换两种货币利息的交易协议。

本金交换的形式包括：（一）在协议生效日双方按约定汇率交换人民币与外币的本金，在协议到期日双方再以相同汇率、相同金额进行一次本金的反向交换；（二）中国人民银行和国家外汇管理局规定的其他形式。

利息交换指双方定期向对方支付以换入货币计算的利息金额，可以固定利率计算利息，也可以浮动利率计算利息。

二、取得对客户人民币外汇掉期业务经营资格满1年的银行，可以对客户开办货币掉期业务。银行分支机构经其法人（外国商业银行分行视同为法人）授权后，可以对客户开办货币掉期业务。

三、银行对客户办理货币掉期业务的币种、期限等交易要素，由银行自行确定。

货币掉期中的利率均由交易双方协商确定，但应符合中国人民银行关于存贷款利率的管理规定，银行换入（换出）货币的利率不得突破中国人民银行公布的存（贷）款基准利率上（下）限。

四、银行对客户办理货币掉期业务，应参照执行《国家外汇管理局关于外汇指定银行对客户远期结售汇业务和人民币与外币掉期业务有关外汇管理问题的通知》（汇发[2006]52号）和《国家外汇管理局关于印发〈银行结售汇统计制度〉的通知》（汇发[2006]42号）等文件中关于外汇掉期业务的相关外汇管理规定和统计要求。

银行应按月报送货币掉期业务人民币利率情况，具体见附件1、2。

- 五. 在货币掉期业务中，银行从客户获得的外币利息应纳入本行外汇利润统一管理，不得单独结汇。
- 六. 银行违反本通知规定办理货币掉期业务，国家外汇管理局将依据《中华人民共和国外汇管理条例》等有关外汇管理法规进行处罚。
- 七. 本通知自 2011 年 3 月 1 日起实施。

国家外汇管理局各分局、外汇管理部接到本通知后，应立即转发辖内城市商业银行、农村商业银行、农村合作银行和外资银行。执行中如遇问题，请与国家外汇管理局国际收支司联系。联系电话：010-68402304、68402313。

特此通知。

二零一一年一月十九日

附件一：（ 银行）对客户货币掉期业务人民币利率统计表（略）

附件二：《银行对客户货币掉期业务人民币利率统计表》填报说明人（略）

**【ご注意】**

1. **法律上、会計上の助言**:本資料記載の情報は、法律上、会計上、税務上の助言を含むものではありません。法律上、会計上、税務上の助言を必要とされる場合は、それぞれの専門家にご相談ください。
2. **秘密保持**:本資料記載の情報の貴社への開示は貴社の守秘義務を前提とするものです。当該情報については貴社内部の利用に限定され、その内容の第三者への開示は禁止されています。
3. **著作権**:本資料記載の情報の著作権は原則として弊行に帰属します。いかなる目的であれ本資料の一部または全部について無断で、いかなる方法においても複写、複製、引用、転載、翻訳、貸与等を行うことを禁止します。
4. **免責**:
  - (1) 本資料記載の情報は、弊行が信頼できると考える各方面から取得しておりますが、その内容の正確性、信頼性、完全性を保証するものではありません。弊行は当該情報に起因して発生した損害については、その内容如何にかかわらずいっさい責任を負いません。また、本資料における分析は仮定に基づくものであり、その結果の確実性或いは完結性を表明するものではありません。
  - (2) 今後開示いただく情報、鑑定評価、格付機関の見解、制度・金融環境の変化等によっては、その過程やスキームを大幅に変更する必要がある可能性があり、その場合には本資料で分析した効果が得られない可能性がありますので、予めご了承下さい。また、本資料は貴社のリスクを網羅的に示唆するものではありません。
5. 本資料は金融資産の売買に関する助言、勧誘、推奨を行うものではありません。